

第3回景観検討会での主なご意見

委員からの主な質問とご意見、それに対する事務局や他の委員の意見（→部分）は以下の通りです。

○飛沫防止帯等の樹種について

・飛沫防止帯を松にしているが、旅館街からはフェニックスはどうか、という声がある。

→フェニックスは、大きくなると下がすかすかになるため、飛沫防止帯の役割を果たせない。ただし、県と協議が必要だが、緑地側は植えられないことはない。

・女将の会から、春は桜、夏はサルスベリ、秋はセンダン、冬はマンリョウはどうかという意見がある。

→桜とマンリョウは極端な乾燥には弱い。マンリョウは散水施設のある近くで育てる方がいいと思う。サルスベリやセンダンは常時灌水が必要な木ではない。

○護岸部分（水たたき、貯留帯）について

・石畳と水たたきの境界は真っすぐなのか。

→変化のための変化は嫌らしくなることがある。用途と重ねて変化をつければ収まりがよい。今後詰めていく。

・石畳の目地は土か、コンクリートで埋めるのか。

→石畳部分は飛沫防止帯なので強度は必要ない。芝目地にして通常の流水に耐えられるようにする。

・防災工事だから夜間は真っ暗ということでもいいのか。例えばパラペットに埋め込んで、足元を照らすものがないと暗い。

・将来照明を埋め込むことを想定し、電源を這わせるくぼみなどをあらかじめ設計することができないか。

・転落した場合に備えて浮輪を置く可能性がある。例えば、その浮輪を設置する場所に明かりを灯して、浮輪があることを示すような防犯上の理屈は立たないか。

→必要最小限の安全対策は可能だと思う。

○転落防止柵について

・転落防止柵の色に白系と茶褐色系を提案しているが、一方の資料では、海辺らしい色彩や質感が大事だと記載されている。どのように考えているのか。

→一般に「海のイメージ」というと青系になる。しかし、主役は海である。対比的な色または海に負ける色が海の色を引き立てると考え、白と茶褐色を提案している。

○安全対策について

・万一転落した場合のための浮き輪の設置という話があったが、救助はどこでやるのか。

→通常だと護岸にはしごをつけるが、大型波返し型なのでできない。上がる場所は、南側と北側になると思う。

→急いで結論を出さずに、今後検討していただきたい。

○緑地の勾配について

・緑地の勾配を考えるには、具体的な利用方法が重要だ。

→用途と場所を今から決めないで、使いながら皆で一緒に考えていけばよいのではないか。

・緑地北側の傾斜は、背後の旅館街の方々と調整し、民地側を高くすることで緩くできないか。

→旅館街の将来計画と関係する。旅館街では現在考えてはいるが、決め切れないとのことである。そこで、今の1階ロビーより低くしたものを提案している。

・斜面の法尻は直線ではなくてもよいのではないか。

・海側に傾斜する斜面の配置は、そこに立ったときの見え方も考えて検討してほしい。

○南側端部について

・南側のエントランスは高さを下げることで、車いすでも入れるようにできないか。

→構造上、防波堤の背後は裏込め石があり、その先は切り下げ可能だが、防波堤側は高さが必要である。しかし、車いすへの対応は検討する。

○中央水路について

・水路が緑地に当たる部分は、現在開渠の絵になっているが、緑地の設計と一体的にまとめられないか。

→県の埋立申請がこうなっている。国、県、市での調整が要ると考えている。

○スパピーチ側の護岸（仮設道路部分）について

・北側の護岸に、事務局は直立護岸を提案しているが、CGの印象では閉塞感がある。緩傾斜護岸のほうがよいと思うがどうか。

→沖まで行けることの危険性の一方で、親水性をここで実現したいという要望もある。安全性や施工性などを含め、今後検討していただきたい。

○緑地の維持管理について

・海岸整備後、国、県、市でどのように管理をするのか。また、自治会や旅館街で何かできるか。

→アダプト制度（地元の団体がボランティア的な形で管理）や指定管理者として民間に委託する形があり、現在餅ヶ浜地区にて枠組みを検討している。その後別府海岸全体に広げるべく、大分県、別府市と調整していく。

→役所任せではなく、使う人や地元の人たちが協力してよくしていくという雰囲気になってきている。地元で話し合って進めてほしい。

○今後の検討、調整体制について

・本委員会が終わったあとも、県や市と調整できる体制が担保されているのか。

→今後も国・県・市で調整し、節目には齋藤委員長を中心に相談、地元の方々に説明や意見を頂く場をつつていきたい。

別府里浜づくり新聞

第35号
平成22年
3月31日**第3回別府港海岸景観検討委員会を開催しました****第3回検討会の概要**

今回の検討会では、第2回検討会での主要意見とその対応について事務局より報告し、続いてワークショップ座長を務める菅委員より、第12回ワークショップの概要を報告して頂きました（詳細については里浜づくり新聞32号及び34号を参照ください）。

その上で、これまでの議論を踏まえた事務局案を提示し、加えて東京工業大学の齋藤研究室から模型を用いた南側端部及び緑地の断面構成についての提案を頂きました。

以上の事務局案及び提案を踏まえ、各委員には各部の具体的なデザインに関するご意見のほか、安全対策や整備後の維持管理体制、今後の検討体制についてご意見を頂きました。

検討会では、今後も国、県、市が協力して検討を進めていくべきことを確認した上で、個別施設のデザイン及び全体的な施設配置の方向性について承認して頂きました

本年度は、3回の検討会と2回のワークショップを通じて、これまでに策定された北浜地区の基本計画をもとに、国の施工範囲である護岸部分に加え、県や市の管轄となる緑地等を含めて検討を行ってきました。最後となる3回目の検討会では、これまでの検討を踏まえ、事務局から各部のデザイン及び全体的な施設配置についての考え方について提示し、委員の方々にご意見を頂きました。最終的に、齋藤委員長の以下のまとめをもって、検討が締めくくられました。

○事務局が提示した基本的な設計の方向はおおむね了承された。

○細かい検討が必要な箇所、いいものにするために検討を続けるべき箇所もある。今後とも、国・県・市と地元の人たちが一緒に続けていくということで、私もお手伝いしたい。ぜひともよろしくお願ひしたい。

第3回別府港海岸景観検討委員会（委員長：齋藤潮東京工業大学教授）を、平成22年3月19日（金）午後3時から午後5時半まで、北浜旅館街にある竹乃井ホテルで開催しました。

今回の委員会では、これまでの議論を踏まえ、事務局から各部のデザイン及び全体的な施設の配置についての方向性を提示しました。

委員の方々には、具体的なデザイン上の課題から維持管理体制まで、幅広いご意見を頂き、全体的なデザインの考え方については承認して頂きました。

**第3回
別府港海岸景観検討会
会次第**

1. 開会
2. 委員紹介
3. 委員長挨拶
4. 議事
 - ・第2回検討会の議事概要と対応について
 - ・第12回別府港海岸づくりワークショップの報告
 - ・護岸構造の景観デザインについて
 - ・南北端部・高低差の処理について
 - ・港湾緑地部のデザイン提案
5. 主催者挨拶
6. 閉会



主催者挨拶の様子



齋藤研究室によるデザイン提案の様子

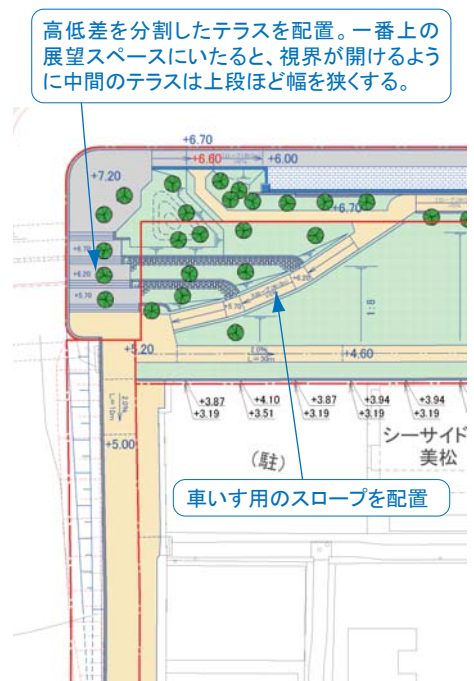
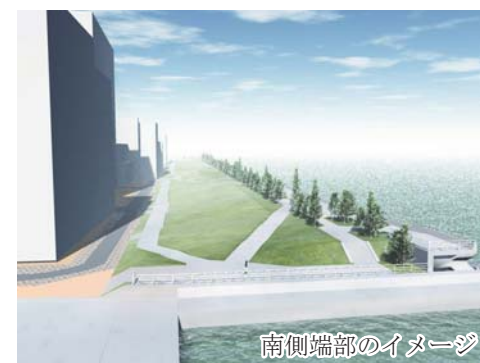
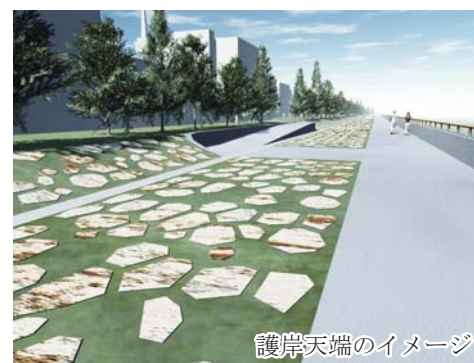
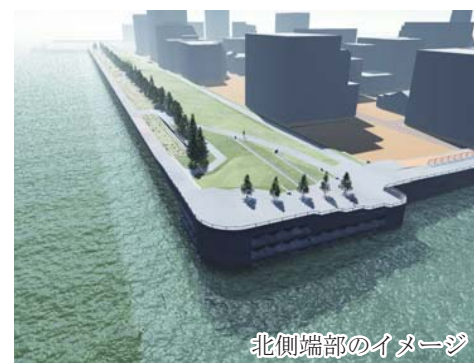
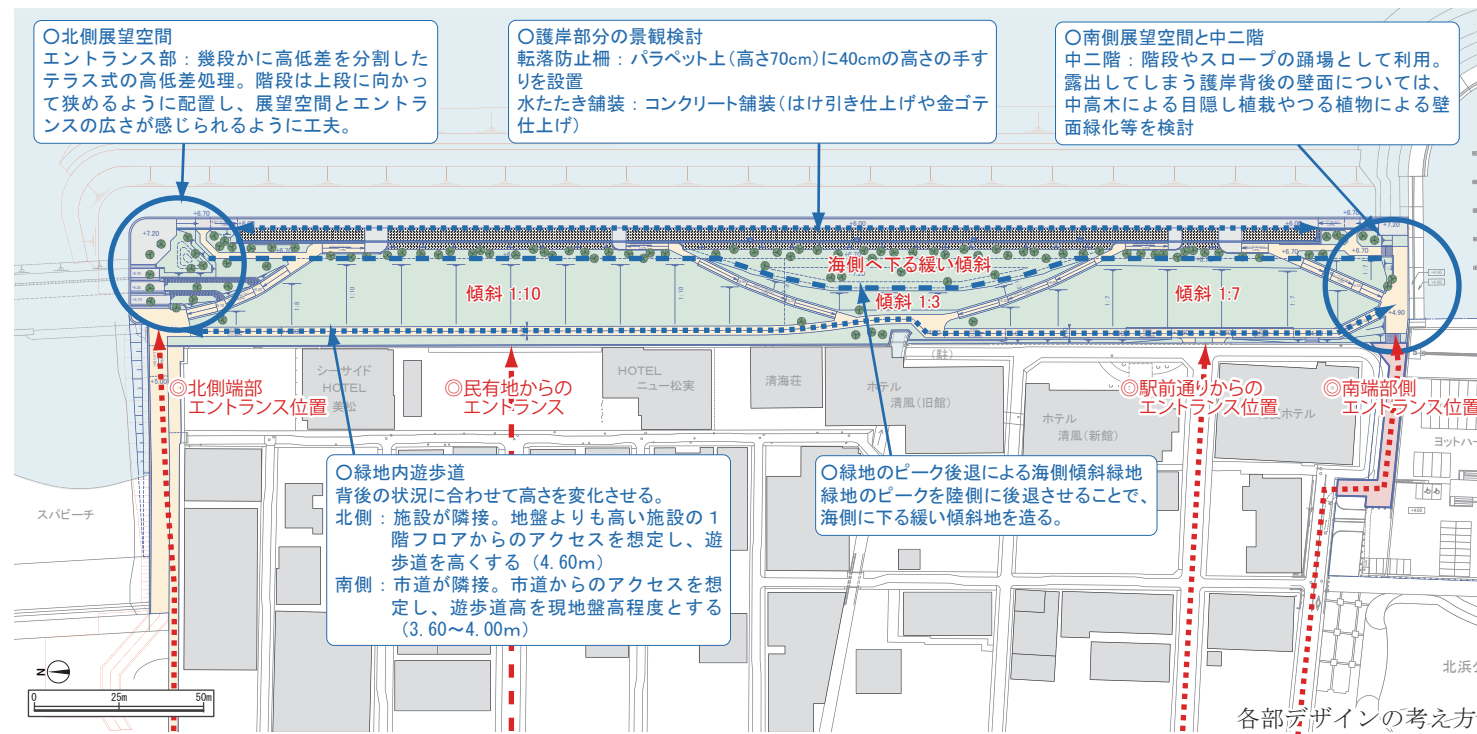
お知らせ

今回の検討会をもって北浜地区の景観検討を終了しますが、引き続き具体的な設計を継続していく予定です。検討会委員の皆様、ワークショップにご参加頂いた皆様にはご協力に感謝するとともに、今後ともご協力をお願い申し上げます。

※別府港海岸の整備に関する情報は下記別府港湾・空港整備事務所ホームページに随時掲載していきます。是非ご覧下さい。
<http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/beppu/index.html>

事務局案の提示

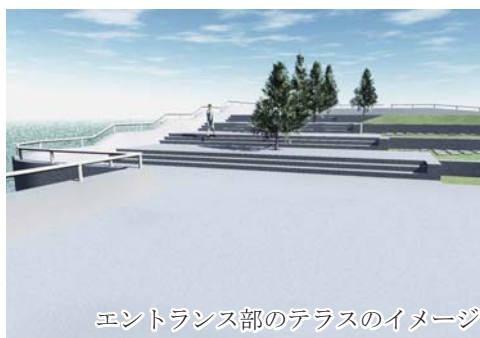
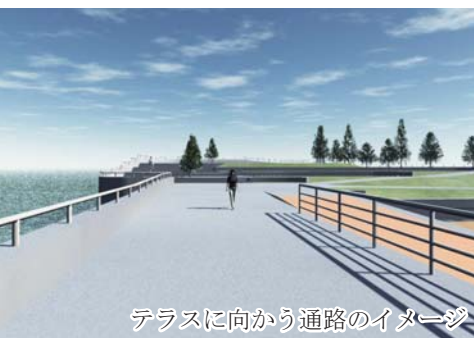
これまでの検討を踏まえて、事務局より護岸及び北端部、南端部と緑地の傾斜について、それぞれのデザインの考え方及び施設配置案を提示しました。なお、下記はあくまで案であり、今回の検討会でのご意見等を踏まえて、よりよいものとなるように、今後とも国・県・市が協力して検討していきます。



北側端部のデザイン

北側端部では、防護上他の場所よりも護岸が高くなっており、高崎山方向には北浜地区と別府湾、市街地背後には鶴見岳、北側にはスパビーチを眺めることのできる絶好の視点場となります。事務局では、この場所を展望スペースとして活用する案を提示しました。

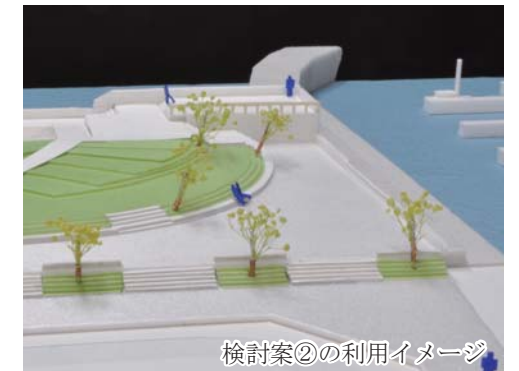
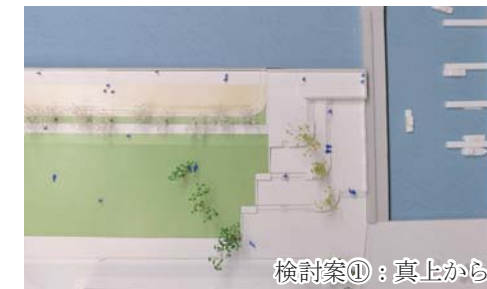
具体的には、エントランスから展望スペースにいたる部分の高低差を分割した幾段かのテラスとし、一番上の展望スペースにいたると視界がぱつと開けるようにテラスの幅、樹木の配置を工夫しています。



齋藤研究室より基本断面の改善策の提案がありました

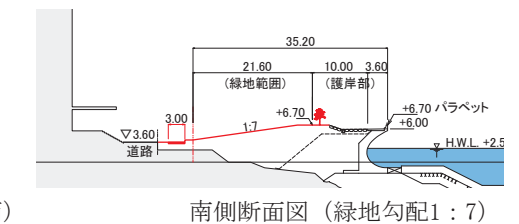
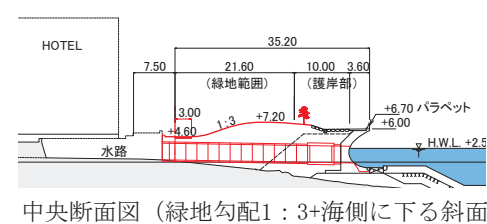
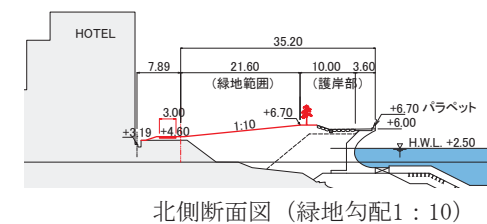
東京工業大学齋藤研究室より、南側端部について2つの検討案が提示されました。検討案①は、土を盛ることができない部分を広くとって広場とし、広場と緑地を段差で処理しつつ、座れる場所を設けることで、ヨットハーバーや高崎山を眺める場所とするものです。

検討案②は、緑地の土を巻き取ることでヨットハーバー側の堤防に荷重をかけずに、曲線で広場を設け、広場の中でベンチに腰かける、または緑地の芝生に腰かけて、高崎山やヨットハーバーを眺められることを意図した案です。また、検討案②については、海側に傾斜する緑地を仮に南側端部に配置した場合のイメージとなっており、2つの傾斜が交わる部分にスロープを配置しています。



高低差処理について

これまで、緑地の傾斜については、「緑地に一樣な断面では茫漠としてしまう」「利用を考えた場合、なるべく傾斜が緩い断面がほしい」「海側に向かって座るなどができる、海に傾斜した斜面があるとよい」といったご意見がありました。事務局では、背後地の状況に合わせて緑地内遊歩道の高さを変えることで、緑地の傾斜にバリエーションを与えるとともに緩傾斜化を図り、また、緑地中央に海側へ傾斜した緑地を配置する案を提示しました。



南側端部のデザイン

南側端部では、ヨットハーバー側の防波堤の構造上、防波堤の高さ(+4.9m)以上の盛土ができないという制限があります。しかし、ここに+4.9の平地をとると、ヨットハーバー越しに高崎山の景観が楽しめる空間となり、南向きの日溜りで北西風から遮蔽される空間となることから、階段やスロープの踊場を配置し、休息しやすいテラスとして活用することを提案しました。また、露出してしまう護岸背後の壁面については、壁面緑化等の印象を軽減させる方策を検討します。

